

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月16日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第58号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項並びに第1号様式注意以外の部分中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年12月17日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)